

令和4年8月18日

文部科学大臣
永岡 桂子 様

公益財団法人日本博物館協会
会 長 銭 谷 眞 美
(公印省略)

我が国の博物館の更なる充実に関する要望書

日頃より、博物館施設の運営にご支援を賜り、誠に有難うございます。

さてこのたび、博物館法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)が成立し、4月15日に、令和4年法律第24号として公布されました。制定以来71年を経て実現した今回の改正は、重要な社会基盤として多様な役割を期待されている我が国の博物館の振興に向けて、誠に時宜に叶った意義あることと思えます。

改正に向けた貴省のご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、博物館法の改正は、博物館関係者にとっても長年の念願であり、今回の改正を契機として、全国の博物館が、それぞれの特色を活かした活動を充実させるための基盤整備が進むことを大いに期待しております。

しかし、改正法成立に至る衆参両院での国会審議や附帯決議にも見られるように、我が国の博物館を取り巻く運営環境は厳しく、改正法の施行を契機に、博物館が期待される多様な社会的役割を果たすためには、より積極的な博物館を支援する制度と政策の充実が不可欠です。特に改正法の中核をなす新たな博物館登録制度を確実に機能させ拡充を図ることは、博物館全体の振興を支える最も重要な柱であり、より多くの博物館が登録博物館になる流れを作り促進させるためには、登録博物館に対するインセンティブの拡充を図り、登録博物館に対する税制優遇をはじめとする具体的措置を講じることが求められます。

また、登録制度を担う自治体の教育委員会等の実務体制の充実とともに、改正法の趣旨に則った制度充実、さらに今後の中長期的課題に対する審議体制の整備等を進めるためには、政府自体の博物館振興を支える体制の充実が求められます。

こうした状況に鑑み、今回の博物館法改正の成果を、着実に今後の博物館振興につなげるために、本要望書を提出する次第です。

趣旨をご賢察の上、特段のご配慮をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

1. 博物館の業務・創意工夫に対する財政的支援の充実

法改正により博物館に求められる役割は多岐にわたり、担うべき業務への負荷も確実に増加している。博物館資料・情報のデジタル・アーカイブ化をはじめ、学芸員等の職員の人材養成や研修の実施、また、博物館をはじめ多様な関係諸機関との連携により地域の活力の向上に寄与することを求められている。

これらの改正法の内容に基づいて、博物館はより一層活動の充実と特色ある取組の推進が求められ、その実現のためには財政面での支援が不可欠であり、博物館活動の充実に向け、さまざまな創意工夫を図っている公私立博物館への予算面での支援を抜本的に充実させていただきたい。

2. 登録制度の見直しを踏まえたインセンティブの拡充と 私立博物館に対する適切な税制措置の実施

今回の改正では、博物館法制度の中核をなす登録制度について、登録対象となる博物館の設置者の法人類型が大幅に拡大された。今後、登録申請を目指す博物館を増やすためには、設置者や館種ごとの状況を踏まえた、登録による多面的なインセンティブの付与が不可欠であり、現状で登録博物館に認められている事業所税の免除、及び公益法人等が設置する登録博物館に認められている固定資産税等の優遇措置は当然継続されるべきである。また、現に企業等が設置する博物館で、公益に適う優れた活動を行っている多くの博物館も、新たに登録博物館となることが可能となった。このことを踏まえ、新たな基準による実質的審査を経て登録された私立博物館については、公益性等への配慮を前提に、しかるべき税制上の優遇措置が追加的に講じられる必要があると考える。特に個人から法人に作品を寄贈する際に発生する「みなし譲渡所得課税」については税制上の優遇措置の拡充を期待したい。

政府におかれては、登録制度の充実に不可欠なインセンティブの拡充について、登録博物館の社会的信頼の獲得の観点とともに、私立博物館に対する税制上の優遇措置等の充実を図っていただきたい。

3. 公立博物館及び都道府県担当部局への財政的支援

現在、登録博物館及び博物館相当施設の約6割を占める公立博物館(合計1,286館中、785館が地方公共団体立)は、地域における博物館の連携やネットワーク化を推進し、教育、学術、文化の発展に寄与する重要な役割を担っている。今回の法改正を踏まえ、公立館の登録数を増やし機能充実を図るためには、法改正に伴う新たな業務への対応等の観点か

ら、公立館への地方財政上の支援や人的措置が不可欠であり、政府として積極的に支援していただきたい。

同時に、今後、新たな法に基づく登録制度を円滑に実施するためには、その実務を担う都道府県・指定都市教育委員会の担当部局において、十分な体制・予算の下で業務が行われる体制を整備することが求められる。特に法の経過措置である5年間は、登録申請が集中すること等も予想されることから、登録を望む博物館がスムーズに審査を受けられるよう、政府において必要な支援を講じていただきたい。

4. 多様な種類の博物館の活動充実にに向けた支援

できるだけ多くの博物館が登録制度の適用を受けることで、我が国の博物館全体の振興を図るためには、様々な種類の資料を扱う多様な種類の博物館が、その特性を活かしつつ充実した博物館活動を行える環境整備が求められる。そのためには、多様な館種ごとの博物館が抱える課題解決や特性に応じた規制緩和など、必要とされる制度の改善等に積極的に取り組んでいただきたい。

5. 学芸員制度等今後に残された課題への対応

今回の法改正においては今後の中長期的検討課題とされた学芸員制度等に関して、特に博物館機能の中核を担う学芸員について、非常勤化が進む現状の改善は喫緊の課題となっている。こうした状況において、現場職員に対する研修の実施や自発的なりカレント教育の充実等が図れる環境整備が急がれる。こうした課題に対しても、大学での学芸員養成の在り方等を含め、関係組織等と連携しつつ、早急に取り組んでいただきたい。

6. 政府における博物館担当部局の体制の充実

約70年ぶりに実現した大きな法改正を踏まえ、今後、博物館が社会からの期待に応えるためには、博物館自身も様々な努力が求められる。その一方で、政府における博物館行政も、各博物館の努力に応え持続的支援が可能な充実した体制を整備することが必要不可欠であることには論を俟たない。

平成30年度に博物館行政を文化庁に一元化した趣旨を踏まえ、また、このたびの博物館法改正が、博物館を社会教育施設であると同時に文化施設である位置づけを明確化し、その振興を目指したものであること等にかんがみ、文化庁における博物館行政の予算のみならず、その実施体

制をさらに強化していくことが強く求められる。例えば、文化庁において、新たな博物館法に基づく博物館政策を、円滑かつ迅速に実行するために、博物館の専門的知識や経験を有する職員の配置を含め、博物館振興課（仮称）を創設すること等、必要な行政遂行体制の整備を総合的に検討し、早急に実施していただきたい。

政府におかれましては、改正された博物館法の趣旨にのっとり、新たな法制度を実効あるものとするために、博物館への支援の重要性と意義をご賢察の上、施策の実施に取り組んでいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上